

茅ヶ崎市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 25 号

茅ヶ崎市行政手続条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市行政手続条例（平成 9 年茅ヶ崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 15 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 21 条第 3 項中「第 14 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 28 条中「第 14 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 27 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 14 条第 3 項後段」を「第 14 条第 4 項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市行政手続条例第 14 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条例第 21 条第 3 項（同条例第 24 条後段において準用する場合を含む。）若しくは第 28 条又は茅ヶ崎市職員退職手当条例（昭和 31 年茅ヶ崎市条例第 7 号）第 28 条第 4 項、第

29条第5項、第30条第3項及び第31条第8項において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。